

大阪市中央区役所保健子育て課関係業務会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪市中央区役所保健子育て課関係業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条 会計年度任用職員は、次の各項目を満たす者のうちから、選考により任用する。

- (1) 任用に係る職の遂行に必要な知識及び技能を有している者
- (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

2 会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 筆記試験（もしくは論述試験）
- (2) 面接

(再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(勤務日数等)

第4条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

(1) 勤務日数

1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日

(2) 勤務時間

原則 午前9時00分～午後5時15分まで（休憩45分含む）

（ただし、現地踏査など必要な場合は1日のうち連続する7時間30分）

(3) 主管課長は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難しいときは、休日を別に定めることができる。

(4) 主管課長は、前3項の規定にかかわらず、職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

(その他)

第5条 その他必要な事項は、中央区長が定める。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。